上牧町の魅力発信に係る備品貸出要綱

(趣旨)

第 I 条 この要綱は、上牧笹ゆり回廊の植栽整備等の新たな魅力の創出に伴い、上牧町 (以下「町」という。)の誘客、消費拡大及び移住促進につなげるため町の魅力の発信 を行う者に対し、町が所有する上牧町の魅力発信に係る備品を貸し出すことに関し、必 要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出しを行う備品は、別表第1に定めるとおりとする。

(使用料)

第3条 貸出しを行う備品の使用料は、無料とする。

(貸出対象)

- 第4条 備品の貸出しの対象となる者は、町に居住する者(団体等にあたっては、町に主たる本拠地を有するもの。)又は通勤、通学する者とする。ただし、町長が必要と認めた者は、この限りではない。
- 2 備品の使用が次の各号に該当する場合は、貸出しを行わない。
 - (1) 営利目的とする活動に使用するとき。
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が使用を不適切と認めるとき。

(使用の申請及び許可)

- 第5条 備品の借受けを申請する者(以下「申請者」という。)は、原則として備品を使用しようとする日の3箇月前から7日前までの開庁日に、上牧町の魅力発信に係る備品借用申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は当該備品の使用期間が他の申請者と重複していないことを確認の上、上牧町の魅力発信に係る備品貸出決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により備品の貸出しを許可するときは、当該許可に必要な条件を 付することができる。

(管理)

第6条 備品を借受け使用する者(以下「使用者」という。)は、当該備品を適正に管理

しなければならない。

(第三者への権利譲渡等)

第7条 使用者は、当該備品を使用目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(貸出しの取消し等)

- 第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、備品の貸出し 許可を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正手段により、備品の貸出しの許可を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか町長の指示に従わないとき。
- 2 町長は、前項の規定により備品の貸出しの許可を取り消した場合において、既に備品 の貸出しを受けているときは、当該備品の貸出しを中止し、当該備品を返却させること ができる。

(返却)

- 第9条 備品の貸出期間は原則7日以内とし、備品の使用が終わったときは、使用者は借受け前の原状に復して、開庁時間内に企画財政課まで速やかに返却しなければならない。その際、使用者と町職員の両者による備品の確認を行うものとする。
- 2 前項の貸出期間には、備品の貸出日及び返却日も含むものとする。

(負担)

- 第 1 0 条 備品の使用に際し、必要な消耗品は、使用者の負担とする。
- 2 町長は、使用者が故意又は過失により、貸出しされた備品を破損し、又は紛失したときは、現品又は町長が相当と認める金額をもって損害の賠償を請求することができる。 ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合はこの限りでない。

(事故等の処理)

第 I I 条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理する ものとする。

(庶務)

第 I 2条 町が所有する上牧町の魅力発信に係る備品貸出し等に関する庶務は、総務部企 画財政課で処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月|日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

備品	貸出数	付属品	製品名
360° カメラ	1台	ソフトケース	RICOH
		USBケーブル	THETA ZI
カメラスタンド	1台	カメラスタンドケース	RICOH
			THETAスタンド TM-I
三脚	1台	三脚ケース	Velbon
			SELFIE BASE